

第 41 回 定期大会 議案書

2006 年 6 月 9 日（金）

宇部工業高等専門学校 大会議室

宇部工業高等専門学校労働組合

第 41 回定期大会式次第

- 1 . 開会宣言
- 2 . 委員長挨拶
- 3 . 議長選出
- 4 . 議事審議
- 5 . 閉会宣言

懇親会

国際ホテル宇部

第 41 回定期大会議案書

目次

第 1 号議案・2005 年度経過報告	3
第 2 号議案・2005 年度決算・監査報告	6
第 3 号議案・2006 年度活動計画	7
第 4 号議案・2006 年度予算案	8
第 5 号議案・選挙管理委員の選出	9

資料

振替休日をきちんととる運動	10
労働協約(案)	11
2006 年度執行委員名簿	14
組合員名簿	15
労働組合同規約	16

第 1 号議案

2005 年度経過報告

2005（平成17）年度の一番大きな活動は、人事院勧告に準拠した給与構造改革の高専機構本部提案に対する「高専機構の給与に2005年人事院勧告を適用することに反対する要求署名」の反対署名運動でした。この反対署名運動は組合員以外の教職員からも協力を得て高専機構理事長宛には106名、宇部高専校長宛には107名の署名を集めることができました。ご協力をありがとうございました。また、組合のない高専にも全国大学高専教職員組合（全大教）高専協議会から呼びかけて、全体としては43高専3241名の理事長宛の署名を高専協議会として集めることができました。この署名を力として、全大教高専協議会は給与構造改革について高専機構本部と4回の団体交渉を行いました。公務員体質が払拭されていない機構本部では埒が明かずに交渉決裂となり、残念ながら給与構造改革を阻止することはできませんでした。しかし、待遇改善については、事務職員に7級退職の道を作る、また技術職員の組織のあり方を検討することの確認を取るなどの進展がありました。これらを宇部高専へも確実に反映させなければなりません。さらに、高専機構の給与に人事院勧告を適用された事に組合員の怒りを表すために、宇部高専では組合員の皆さんのご理解を得て、2006年度の労使協定は2006年7月末までの締結としました。この締結の際に、「労使関係の基本に関する協約」、「団体交渉に関する協約」について締結するように申し込みました。対応された庶務課長（定年退職となる事務部長は引継ぎ業務などで日程が取れませんでした。）は、事態の深刻さを実感され7月末までの労使協定を受け入れ、協約についても検討することを約束してくれました。本来ならば、このような場には校長が出席するべきですが、本校の場合はその認識が無いという課題を持っています。今後、改善できるように労使で努力して行こうと思います。

宇部高専労働組合の独自活動は、委員長が全大教高専協議会の幹事となった事や副委員長が不在だったこともあり、書記長をはじめ執行委員の力添えがあったにも関わらず低調なものとなり申し訳なく思います。しかし、2006年3月25日から27日に富山商船高専で開催された第15回全大教高専教職員研究集会へは、江原書記長と横山執行委員、山下組合員と3名もの参加となり高専協議会と世話校から大変感謝をされた事は特筆すべき活動だと思います。特に、山下先生は「超勤と振替休日の実態に関する問題提起」としてレポート発表もされ、議論を深める機会を作っていただきました。次年度も多くは組合員が参加されて人材のネットワークが形成できるように配慮したいと思います。最後に、全大教でも問題となっていますが、宇部高専でも定年退職を迎える方の比率が高くなり、その影響によって組合員数が減少の傾向が見られます。このままでは、当局から無視されてしまう組織になってしまいます。どうか、皆さんの周りの方々に呼びかけて組合員拡大をお願いいたします。

2005 年度年間活動報告書

年 月 日	活 動 内 容
平成 17 年 6 月 4 日	全大教技術職員交流会（東京：横山）
6 月 6 日	第 40 回定期大会
6 月 20 日	第 1 回執行委員会
7 月 2 日	組合事務室清掃
7 月 9 日、10 日	高専協議会臨時総会（東京：日高）
7 月 11 日	第 2 回執行委員会
7 月 20 日	第 3 回執行委員会
7 月 28 日	臨時大会
8 月 27 日、28 日	過半数組合および労働者代表の集い（木更津高専：日高）
9 月 4 日	全大教単組代表者会議（東京：日高）
9 月 12 日	第 4 回執行委員会
9 月 21 日	団体交渉（於：事務部長室）
9 月 22 日	第 5 回執行委員会
9 月 26 日～10 月 7 日	署名活動
10 月 26 日	第 6 回執行委員会
11 月 12 日、13 日	全大教高専協議会総会（東京：江原）
11 月 14 日	第 7 回執行委員会
12 月 6 日	臨時大会（規約改正）
平成 18 年 1 月 11 日	第 8 回執行委員会
1 月 15 日	全国単組代表者会議（東京：日高）
1 月 20 日	懇親会（於：常盤工業会館）
2 月 16 日	第 9 回執行委員会
3 月 3 日	第 10 回執行委員会
3 月 10 日	昼食会
3 月 18 日、19 日	第 37 回全大教臨時大会・高専交流会議（東京：江原）
3 月 25 日～27 日	第 15 回全大教高専教職員研究集会（富山：江原・横山・山下）
4 月 6 日	第 11 回執行委員会
4 月 25 日	第 12 回執行委員会
5 月 2 日	懇親会（於：国際ホテル宇部）
5 月 10 日	執行委員選挙
5 月 23 日	第 13 回執行委員会
5 月 27 日	高専単組代表者会議（東京：江原）

高専協議会

年 月 日	活 動 内 容
平成 17 年 9 月 10 日、11 日	高専協議会幹事会（東京：日高）
10 月 15 日、16 日	高専協議会幹事会（東京：日高）
10 月 19 日、20 日	高専機構本部 団体交渉（東京：江原）
11 月 12 日、13 日	第 15 回全大教高専協議会総会（東京：日高）
平成 18 年 1 月 20 日	高専機構本部 団体交渉（東京：日高）
1 月 21 日	高専協議会幹事会（東京：日高）
2 月 13 日	高専機構本部 団体交渉（東京：日高）
3 月 2 日	高専機構本部 団体交渉（東京：日高）
3 月 18 日、19 日	第 37 回全大教臨時大会・高専交流会議（東京：日高）
3 月 24 日～27 日	第 15 回全大教高専教職員研究集会（富山：日高）
5 月 20 日	高専協議会幹事会（東京：日高）
5 月 27 日	高専単組代表者会議（東京：日高）

第 2 号議案

2005 年度決算・監査報告

第 3 号議案

2006 年度活動計画

宇部高専労働組合は、「自立した個人が、ゆるやかな連帯をもつ組合」をキャッチフレーズに活動を進めています。しかし、これまで具体的な設定をして活動を行ってきませんでした。独立法人 3 年目になり、本組合としても具体的な活動をするべき時期になったと思います。そのため、次の 3 つの活動を行います。

1．振替休日をきちんと取る運動 < 資料 1 >

現在、部活や 1 年生合宿研修などの諸行事によって土曜や日曜の勤務があり、その振替休日がきちんと取れないと言う声を聞くので、振替休日が取れない原因を明らかにして、学校側へ改善を申し入れ振替休日が取れる環境とシステムを整備する。また、組合員が振替休日をきちんと取るように意識を持ってもらえるようキャンペーンを行う。

2．労働協約締結活動

良好な労使関係を構築し、また維持するために

「労使関係の基本に関する協約」 < 資料 2 >

「団体交渉に関する協約」 < 資料 3 >

について申し入れを行っている。この締結を推進し、これらの協約の締結後に新たな労働環境を改善するための協約の締結を目指す。

3．研修会の開催

改正高齢者雇用法（特に再雇用）や新助手、教員人事交流など新しい動きが出ている。これらに対する考え方や対応を、深く時間をかけて論議する必要がある。さらに、組合員の資質を高め、組合活動の充実を図ることを目的として一泊二日のスケジュールで研修会（教育研究集会）を行う。多くの組合員の参加を促すために宿泊費の補助などを行う。

また、組合活動に対して共通認識が持てるように昼食会や親睦会（参加者の実費負担）の開催、組合員の教職員研究集会への派遣などによって高専を取り巻く諸問題に関する情報収集や他高専との交流を従来どおり行います。

第 4 号議案

2006 年度予算（案）

平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日

収入の部

項目	前年度決算	予算	備考
前年度繰越	535,906	743,580	
組合費	935,000	1,656,000	2,000 円×69 人×12 ヶ月
旅費還元金	868,900	850,000	
1) 宇部高専	553,360	550,000	
2) 高専協議会	315,540	300,000	
雑費	40,259	20,000	懇親会参加費を含まない
合計	2,380,065	3,269,580	

支出の部

項目	前年度決算	予算	備考
全大教会費	365,300	868,400	
1) 組合費	341,000	818,400	1,100 円×62 人×12 ヶ月
2) 資料代	24,300	50,000	
出張旅費	1,122,310	1,100,000	
1) 宇部高専	806,770	800,000	
2) 高専協議会	315,540	300,000	
会議費	107,357	150,000	会場費、研修会補助
事務局費	41,518	50,000	
小計	1,636,485	2,168,400	
次年度繰越金	743,580	1,101,180	中国労働金庫宇部支店普通預金
合計	2,380,065	3,269,580	

第 5 号議案

選挙管理委員の選出

（参考）選挙管理委員は慣例として旧執行委員の中から選出していました。
昨年度は、西村さん、久富木さん、杉原さんをお願いしていました。

平成 18 年度選挙管理委員

振替休日をきちんととる運動

< 資料 1 >

職場からの意見	対応策
授業時間割で授業の空き日がない人がある。改善が必要。	1 日に 2 科目の授業を行うなど、授業の空き日を作るように組合員の協力を得たい。また、授業の空き日のある時間割を作成するよう、組合から教務に働きかけを行っていきたい。
労働カレンダーの変形労働パターンでの休日に会議を入れられることがある。	組合から休日に会議を入れないよう働きかける。しかし誰がどの会議に出るか、全て把握することはできないため、そのような場合は組合に報告して頂き、データ収集をしたい。
振替休日を半日単位で取るとはできないのか？	法的には、一部の休日について半日ごとに振替を取ることは可能。しかし、労働者の権利を損なうものであるため、組合側からの提案は慎重に行いたい。
どこまでが学校の業務かはつきり分からない。	今後、議論を行っていくべき内容と考える。
振替休日より残業手当を求めた方がよいのでは？	将来は残業手当についてもきちんと払うよう活動を広げていきたいが、現在は組合員の同意が十分に取れていないため、徐々にそのような活動が行える状態にしてゆきたいと考える。
振替休日を取ろうとしても、授業のある日に休日を取ることになる。	振替休日のために授業の空き日を作るよう、各人で考える必要がある。そのような働きかけを行った上で、空き日がないということになれば、時間外手当の要求といったことも考えられる。
卒研があり、丸 1 日休みを取ることができない。	現状では、卒研等の時間に振替休日を取ることはやむを得ないと考えられる。使用者側も、休日手当を出す経済的余裕はないと言っており、そのようにして対応していくしかないと考える。
突発的に休日勤務をしなければならなくなったときはどうするのか？	突発的な勤務に対しては、使用者側も対応してもらえよう。例えば、宿直中に学生を病院へ連れて行った場合は対応している。
振替休日を取っていいものかどうか分からない。	例え時間が短くても勤務は勤務であるため、使用者側は振替休日か手当ての支払いで対応する義務がある。手当てを払えないと言っている以上、振替休日を取っていくしかないと考える。
どのように振替休日を取ったらよいか分からない。	基本的には個人で申請して取っていくしかないと考える。庶務に「週休の振替変更簿」を提出することで対応してもらえよう。
使用者は振替休日の裏帳簿をつけるべきではないか？	確かに必要かもしれないが、組合側から提案する類のものではないと考える。
振替休日だけでなく、休日の勤務実態も調べるべきだ	休日勤務に対して振替休日以外の対応が取られることも考えられるため、休日の勤務実態についても調べていきたい。

労使関係の基本に関する協約（案）

< 資料 2 >

宇部工業高等専門学校（以下「甲」という。）と宇部工業高等専門学校労働組合（以下「乙」という。）は、労使関係の基本について、次のとおり協約を締結する。

（良好な労使関係の維持）

第 1 条 甲と乙は、永年にわたり築いてきた良好な労使関係を引き続き維持する。

（協約の基本）

第 2 条 甲と乙は、労働基準法（以下「労基法」という。）第 1 条第 2 項の規定により、労基法の基準を理由とし労働条件を低下させてはならない。

2 甲と乙は、労働組合法および労基法の精神に基づき、労使対等の原則により、交渉・協議を通じて労働条件、労使関係に関わる諸問題を話し合い、適切な労働条件を構築すべく努力し、もって労使の信頼関係を確固たるものとする。

3 甲と乙は、労基法第 2 条第 2 項の規定に基づき、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実にその義務を履行しなければならない。

（協約の優先）

第 3 条 甲と乙が締結した労働協約（形式は問わない。）は、就業規則その他甲が制定する諸規則に優先する。

（団結権の保障）

第 4 条 労働組合の団結権を保障するため、甲は以下の各号の具体的な措置をとる。

（ 1 ）組合員の正当な組合活動を保障し、組合員が組合活動をしたことを理由に労働条件その他について不利益な取り扱いをしない。

（ 2 ）組合活動の妨げを目的とした、組合役員の在任中の配置転換はしない。（合理的な事由による配置転換を行う場合であっても、事前に組合の合意を必要とする。）

（ 3 ）組合活動に必要な組合室、組合掲示板等については、別途定める協約により便宜供与する。

（ 4 ）組合活動に対する当局の意見表明は、直接組合員に行わない。（組合執行部との事前協議を必要とする。）

(団体交渉権の保障)

第 5 条 団体交渉権を保障するため、甲は以下の具体的な措置をとる。

- (1) 甲は、乙から団体交渉の申し入れがあったときは、正当な理由がなく、これを拒むことができない。
- (2) 甲は、乙から労働条件の変更要求があったときは、誠意をもって団体交渉に応じなければならない。
- (3) 労働条件の変更については、事前に乙の意見を求め、誠意をもって話し合う。
- (4) 団体交渉の方式及び手続きに関しては、別途定める協約による。

(組合活動と就業時間の関係)

第 6 条 乙の組合活動は次項に規定する場合を除き、就業規則に定める就業時間（休憩時間を除く）以外に行うものとする。

2 甲は、次の各号の一に該当するものについては、就業時間中の組合活動を認める。

- (1) 団体交渉に出席する場合。
- (2) 甲乙で構成する委員会に出席する場合。
- (3) 甲が必要と認めた事項の説明を行う場合。
- (4) メーデーに参加する場合。
- (5) その他、甲乙が協議し正当な組合活動と認めたもの。

(有効期限)

第 7 条 この協約の有効期限は、2007 年 3 月 31 日とする。但し、有効期限満了一ヶ月前に甲又は乙が相手方に対し、この協約の改正についての意志表示をしない場合は、さらに 1 年間延長するものとし、それ以降も同様とする。

2006 年 4 月 1 日

宇部工業高等専門学校労働組合
執行委員長 日高 良和

印

宇部工業高等専門学校
校長 幡中 憲治

印

団体交渉に関する協約（案）

< 資料 3 >

宇部工業高等専門学校（以下「甲」という。）と宇部工業高等専門学校労働組合（以下「乙」という。）は、団体交渉について、次のとおり協約を締結する。

（応諾の義務）

第1条 甲及び乙は、相手方から団体交渉の申し入れがあったときは、速やかにこれに応じる。

（団体交渉参加者委員）

第2条 ~~団体交渉の参加者は甲乙が自主的に決定する。但し双方ともに交渉事項に決定権限のある立場にあるものを必ず含めるものとする。~~

団体交渉の交渉委員は甲、乙がそれぞれ権限のある者の中から自主的に選任し、予め相手に通告する。

（~~団体交渉の対象交渉事項~~）

第3条 団体交渉の対象となる次項は、組合員の労働条件その他待遇に関する一切の事項、甲と乙の労使関係に関する事項、及び双方が認めた事項とする。

（~~団体交渉開催の手続き事前交渉~~）

第4条 甲又は乙は、交渉の付議事項を書面で相手方に提出しなければならない。

2 交渉事項、日時、~~交渉委員~~その他の必要事項について、団体交渉申し入れ後速やかに甲乙間で協議し決定する。

（団体交渉の開催時間）

第5条 団体交渉は、就業時間内に行うものとする。但し、~~甲乙双方が認めた場合はこの限りではない。~~に特別な事情がある場合には、就業時間外に行うこともある。

（書記）

第6条 団体交渉を行う場合に、書記をおくことができる。書記に関し必要な事項はその都度定める。

（議事録）

第7条 議事録は書記が整理し、双方の交渉委員に提示して、その承認確認を受けなければならない。但し、双方が確認できる項目のみを箇条書とする略式の文書にかえることができる。

（合意文書の作成）

第8条 団体交渉事項で甲乙双方が合意したものについては、原則として速やかに成文化し、甲乙それぞれを代表する者が記名押印する。

2 前項の文書は2通作成し、甲乙双方が各1通を保管する。

（有効期限）

第9条 この協約の有効期限は、2007年3月31日とする。但し、有効期限満了~~4ヶ月前~~に甲又は乙が相手方に対し、この協約の改正改廃についての意志表示をしない場合は、さらに1年間延長するものとし、それ以降も同様とする。

2006年4月1日

宇部工業高等専門学校労働組合

執行委員長 日高 良和

印

宇部工業高等専門学校

校長 幡中 憲治

印

執行委員名簿

< 資料 4 >

役職名	氏名	電子メールアドレス	内線番号
委員長	日高 良和	hitaka@ube-k.ac.jp	422
副委員長	江原 史朗	ehara@ube-k.ac.jp	353
書記長	米澤 俊昭	yone@ube-k.ac.jp	321
書記次長	久富木 志郎	kubuki@ube-k.ac.jp	514
会計	山下 祐志	yamasita@ube-k.ac.jp	612
会計補佐	渡邊 美紀	miki@ube-k.ac.jp	517
広報	内堀 晃彦	uchibori@ube-k.ac.jp	317・335
会計監査員	城戸 秀樹	kido@ube-k.ac.jp	319
会計監査員	品川 恵美子	emiko@ube-k.ac.jp	531

職場委員名簿

職場	氏名	電子メールアドレス	内線番号
事務	三角 太郎	taro@ube-k.ac.jp	218
技術室	三吉 克己	miyoshi@ube-k.ac.jp	521・517
一般科	石尾 潤	ishio@ube-k.ac.jp	629
機械工学科	沖 俊任	oki@ube-k.ac.jp	340・316
電気工学科	高木 英俊	h_takagi@ube-k.ac.jp	425
制御情報工学科	三宅 常時	miyake@ube-k.ac.jp	323
物質工学科	中野 陽一	ynakano@ube-k.ac.jp	511
経営情報学科	内田 保雄	uchida@ube-k.ac.jp	558

安全衛生委員名簿

氏名	電子メールアドレス	内線番号
城戸 秀樹	kido@ube-k.ac.jp	319
光本 真一	mitumoto@ube-k.ac.jp	412
角野 康秀	kakuno@ube-k.ac.jp	325

組合員名簿

< 資料 5 >

	氏名	メールアドレス	内線	所属
1	三角太郎	taro@ube-k.ac.jp	218	庶務課
2	久保琢生	tekusen@ube-k.ac.jp	230	会計課
3	西田益子	masuko@ube-k.ac.jp	266	学生課
4	鈴永剛士	suzunaga@ube-k.ac.jp	261	学生課
5	岡本房江	okamoto@ube-k.ac.jp	259	学生課
6	松下正信	rmatu@ube-k.ac.jp	258	学生課
7	菊川祥吉	kikugawa@ube-k.ac.jp	420	技術室
8	横山正春	yokoyama@ube-k.ac.jp	420	技術室
9	戀河内 敦	koigawa@ube-k.ac.jp	567	技術室
10	渡邊美紀	miki@ube-k.ac.jp	517	技術室
11	角野康秀	kakuno@ube-k.ac.jp	325	技術室
12	河村友喜	kawamura@ube-k.ac.jp	272	技術室
13	原田利男	toshio@ube-k.ac.jp	650	技術室
14	久富好雄	hisatomi@ube-k.ac.jp	271	技術室
15	三吉克己	miyoshi@ube-k.ac.jp	521	技術室
16	森下泰雄	morisita@ube-k.ac.jp	272	技術室
17	福嶋 徹	tohru@ube-k.ac.jp	670	技術室
18	藤重 誠	fujii@ube-k.ac.jp	272	技術室
19	原田 隆	harada@ube-k.ac.jp	670	技術室
20	村岡勝次	muraoka@ube-k.ac.jp	272	技術室
21	畑村 学	hatamura@ube-k.ac.jp	614	一般
22	岩元修一	siwamoto@ube-k.ac.jp	631	一般
23	後川知美	mimotowa@ube-k.ac.jp	628	一般
24	大野次征	jiseiono@ube-k.ac.jp	611	一般
25	澤 泰人	sawa@ube-k.ac.jp	627	一般
26	福屋利信	fukuya@ube-k.ac.jp	683	一般
27	吉 盛一郎	yoshi@ube-k.ac.jp	682	一般
28	山下祐志	yamasita@ube-k.ac.jp	612	一般
29	矢次 綾	yatsugi@ube-k.ac.jp	620	一般
30	南 優次	minami@ube-k.ac.jp	615	一般
31	石尾 潤	ishio@ube-k.ac.jp	629	一般
32	服部勝己	hattori@ube-k.ac.jp	618	一般
33	藤岩秀樹	fujiwa@ube-k.ac.jp	630	一般
34	松浦利治	matsuura@ube-k.ac.jp	621	一般
35	宮城光廣	miyagi@ube-k.ac.jp	619	一般

	氏名	メールアドレス	内線	所属
36	三浦 敬	kmiura@ube-k.ac.jp	681	一般
37	内堀晃彦	uchibori@ube-k.ac.jp	317	機械
38	岡 正人	oka@ube-k.ac.jp	326	機械
39	藤田和孝	fujita@ube-k.ac.jp	333	機械
40	沖 俊任	oki@ube-k.ac.jp	340	機械
41	城戸秀樹	kido@ube-k.ac.jp	319	機械
42	藤田活秀	katuhide@ube-k.ac.jp	314	機械
43	碓 智徳	t-ikari@ube-k.ac.jp	416	電気
44	高木英俊	h_takagi@ube-k.ac.jp	425	電気
45	春山和男	haruyama@ube-k.ac.jp	423	電気
46	仙波伸也	senba@ube-k.ac.jp	430	電気
47	田中章雄	tanakaa@ube-k.ac.jp	418	電気
48	橋本 基	hasimoto@ube-k.ac.jp	415	電気
49	日高良和	hitaka@ube-k.ac.jp	422	電気
50	光本真一	mitumoto@ube-k.ac.jp	412	電気
51	江原史朗	ehara@ube-k.ac.jp	353	制御
52	落合 積	ochi@ube-k.ac.jp	356	制御
53	田辺 誠	tanabe@ube-k.ac.jp	556	制御
54	三谷芳弘	mitani@ube-k.ac.jp	358	制御
55	米澤俊昭	yone@ube-k.ac.jp	321	制御
56	勝田祐司	katsuta@ube-k.ac.jp	327	制御
57	三宅常時	miyake@ube-k.ac.jp	323	制御
58	清水英男	shimizu@ube-k.ac.jp	336	制御
59	加藤美都子	kato@ube-k.ac.jp	530	物質
60	久富木志郎	kubuki@ube-k.ac.jp	514	物質
61	品川恵美子	emiko@ube-k.ac.jp	531	物質
62	小倉 薫	ogura@ube-k.ac.jp	520	物質
63	村上定瞭	murakami@ube-k.ac.jp	528	物質
64	中野陽一	ynakano@ube-k.ac.jp	511	物質
65	竹内正美	takeuchi@ube-k.ac.jp	512	物質
66	太田 勝	oota@ube-k.ac.jp	553	経営
67	木村 弘	kimura@ube-k.ac.jp	559	経営
68	二木映子	niki@ube-k.ac.jp	564	経営
69	内田保雄	uchida@ube-k.ac.jp	558	経営

1. 宇部工業高等専門学校労働組合同規約 <資料 6>

第 1 章 総 則

第 1 条 本組合は、宇部工業高等専門学校労働組合（略称：宇部高専労働組合）という。

第 2 条 本組合は、労働基準法、労働組合法、労働関係調整法の保障によって、組合員の労働条件の維持・改善および経済的社会的地位の向上を図ることを主な目的とする。さらに、組合員の社会的地位の向上、組合員相互の団結、友愛の精神の強化を図るとともに、教育ならびに研究の民主化に努める。

第 3 条 本組合は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 組合員の待遇ならびに勤務条件の維持・改善に関すること
- 2 組合員の共済その他福利厚生増進に関すること
- 3 組合員の文化・教養に関すること
- 4 民主的学術研究の推進に関すること
- 5 民主的教育の推進に関すること
- 6 地域の文化、産業の発展に関すること
- 7 その他この組合の目的を達成するために必要なこと

第 4 条 この組合の事務所を宇部市常盤台 2 丁目 14 番 1 号 宇部工業高等専門学校内におく。

第 2 章 組 合 員

第 5 条 この組合は、宇部工業高等専門学校に勤務する職員をもって組織する。

第 6 条 この組合に加入しようとするものは、申込書を組合に提出し、執行委員会の承認を受けなければならない。

第 7 条 第 5 条に規定する職員であっても、労働組合法第二条第 1 号に定める監督的地位にあるものは組合員となることはできない。

第 8 条 組合員はいかなる場合においても、人種、思想・信条、性別、年齢、門地又は身分によってその資格を奪われない。

第 9 条 組合員は、すべて次の権利を有する。

- 1 各機関に意見を提出し、説明を求めること
- 2 大会に出席して、議決に参加すること

3 役員の選挙権および被選挙権

4 関係書類を閲覧すること

5 大会の議決によらない何らの懲罰、負担もかけられないこと

6 その他、すべての問題に参加し、平等の取扱いを受けること

第 10 条 組合員は、すべて次の義務を負う。

- 1 組合同規約および大会の議決に従うこと。
- 2 組合の発展・向上に協力すること。
- 3 組合費その他の分担金を納入すること。

第 11 条 組合員は、次の場合その資格を失う。

- 1 退職したとき
- 2 死亡・脱退・除名したとき
- 3 第 7 条に規定する職に該当するに至ったとき

第 12 条 組合員で、本人の自由意志によって、この組合を脱退することを希望するものは、必要な書類を執行委員会に提出して、脱退することができる。

第 13 条 組合員が組合に対して不当な損害を与え、又は不名誉な行為があったときは、執行委員会の議決によって脱退の勧告、または大会の議決により除名することができる。

第 14 条 組合員の資格を失ったものは、既納の組合費および財産上ならびに、その他の権利を放棄したものである。

第 3 章 機 関

第 15 条 組合に、次の機関をおく。

- 1 大 会
- 2 職場委員会
- 3 執行委員会

第 16 条 大会はこの組合の最高決議機関で、年 1 回 6 月に委員長が招集する。しかし、組合員の 3 分の 1 以上の要求があったとき、および執行委員会が必要と認めたときは、臨時大会を開かなければならない。

第 17 条 大会では次のことを審議する。

- 1 運動方針
- 2 事業の計画および経過報告
- 3 予算および決算

- 4 役員の選出
 - 5 規約改正
 - 6 他の団体との連合・加入および脱退
 - 7 労働協約の締結
 - 8 労使協定
 - 9 争議行為
 - 10 同盟罷業
 - 11 組合員の除名
 - 12 組合の解散
 - 13 その他組合の意志を決定する重要事項
- 第 18 条 大会は組合員の過半数の出席で成立する。議決は第 17 条の第 5 号、第 6 号、第 8 号については、全組合員の過半数により決定する。その他の事項については、投票者の過半数により決定する。その投票は、直接秘密の無記名投票によるものとする。
- 2 大会における委任は、組合業務または学校業務により出席できない場合のみ認める。委任は大会または個人に対するものとする。大会に委任する場合は大会の決定に従うものとし、個人に委任する場合は 1 人 1 票とする。
- 第 19 条 大会の議長は、その都度役員以外の組合員から選出する。議長は可否同数の場合以外は、議決権を有しない。
- 第 20 条 職場委員会は大会に次ぐ議決機関とする。
- 2 職場委員は職場から選出された者で構成し、任期は 1 年とする。
- 3 職場委員会の議長は職場委員の互選によって選出される。
- 第 21 条 執行委員会は、この組合の常設の執行機関であって、大会で決定された方針に基づき、組合業務を執行する。
- 第 22 条 執行委員会は、委員長、副委員長、書記長、執行委員で構成する。
- 第 23 条 執行委員会は、委員長が認めたとき、または委員の 3 分の 1 以上の要求があったとき、委員長が招集、総括する。
- 2 執行委員会は、委員長、副委員長、書記長を含む全委員の 3 分の 2 以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数を要する。
- 第 24 条 大会では、その都度選ばれた書記、執行委員会については書記長が必要事項いっさいを記録し、署名して書記長が保管する。
- 第 25 条 本組合に専門部を置くことができる。専門部および専門部長は執行委員会で決定する。

第 4 章 役 員

- 第 26 条 本組合に次の役員をおく。
- 委員長 1 名、副委員長 1 名、書記長 1 名、執行委員若干名、会計監査 2 名。
- 第 27 条 委員長は、この組合を代表しこれを統率する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはその職務を代行する。書記長は正・副委員長を補佐し、事務を処理する。執行委員は、執行委員会で定める分担により組合業務の執行にあたる。会計監査は、会計事務を監査し、大会に報告しなければならない。
- 第 28 条 役員は大会で組合員の直接秘密の無記名投票により、投票者の過半数によって選出する。
- 第 29 条 役員の任期は 1 年とする。役員が任期中に辞任したときは、継任者の任期は前任者の残りの期間とする。役員はその継任者が決定するまではその職務を続行し、その責任を負う。ただし、第 30 条によって辞任した場合は、継任者が決定するまでの職務は他の委員が代行する。
- 第 30 条 役員の罷免は、組合員の 3 分の 1 以上の要求があったとき、すみやかに大会を開き、決定する。

第 5 章 会 計

- 第 31 条 本組合の経費は、組合費、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。組合費は 1 ヶ月 2,000 円とする。
- 2 病気休暇による給与半減者、退職者、育児休業、及び介護休業中の者については、その始まる日の属する月から、終了する日の属する月まで、組合費を免除する。ただし、育児休業、介護休業を時間単位で取得する者については、次項を適用する。
- 3 前項以外の無給休暇については、1 ヶ月に 40 時間以上の無給期間があった場合に組合費を免除する。
- 第 32 条 本組合の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。
- 2 執行委員会は、全組合員に対し、年 1 回以上会計報告を行うとともに、会計監査委員の監査を受けなければならない。
- 3 会計監査委員は、年 1 回会計監査を行い、職業的に資格のある会計監査人による正確であるとの証明とともに、全組合員に対し監査報告を行わなければならない。

第6章 解 散

第33条 この組合は、大会で組合員の自由に表明された意志により、全組合員の過半数の議決があるときは、解散しなければならない。

第34条 この組合が解散したときは、組合員の全員が平等に参加する機会をもつ直接無記名投票による全員の過半数をもって、組合員の中から選出された整理委員若干名によって、残務整理を行う。

附 則

1. 本組合同規約実施に必要な規程は別に定める。
2. この規約は昭和41年3月23日から施行する。
3. この規約は昭和48年5月25日から施行する。
4. この規約は平成6年6月28日から施行する。
5. この規約は平成9年8月1日から施行する。
6. この規約は平成16年4月1日から施行する。
7. この規約は平成18年1月1日から施行する。

2. 会 計 細 則

1. 本組合の収支を明らかにするためにこの細則を定める。

2. 収支については、次の帳簿および書類をおくものとする。

- (1) 現金出納簿
- (2) 収入分担者カード(様式1)
- (3) 請求書および支出決議書(様式2)

3. 請求方法について

- (1) 請求者は、請求書および支出決議書用紙に所定の事項を記載、捺印の上、担当執行委員を経て会計へ提出するものとする。

4. 旅費の支給について

- (1) 交通費は次のとおり支給する。

(イ) 鉄道賃 普通旅客運賃

(ロ) 急行料金

100 km 未満 普通料金

100 km 以上 新幹線料金又は特急料金

(ハ) 山口市、下関市その他これらに準ずる地域の交通費は、交通の便を考慮し、バス運賃を支給することができる。

(ニ) 航空運賃は、実際に要した費用を支給する。

(2) 日当は次のとおり支給する。

(イ) 1日 5,000 円

(ロ) 市内で半日に満たない場合 1,000 円

(3) 宿泊料は次のとおり支給する。

(イ) 1泊(車中泊を含む) 8,000 円

(4) 他の団体から旅費が支給される場合で、この細則により計算した額よりも不足を生じる場合には、その不足額を組合から支給する。

(5) 上記の他に疑義を生じた場合には、国の旅費法に準じて、執行委員会で決定する。

附 則

1. この規約は昭和43年6月21日から施行する。
2. この規約は昭和57年9月1日から施行する。
3. この規約は昭和60年9月1日から施行する。
4. この規約は平成8年6月1日から施行する。
5. この規約は平成17年6月1日から施行する。
6. この規約は平成18年1月1日から施行する。